

○財務省告示第四百九十一号	○国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平成十五年六月二十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	平成十五年六月二十三日	財務大臣 塩川 正十郎	一 名称及び記号	利付国庫債券（五年）（第二十七回）	二 発行の根拠	法律及びその	三 振替法の適用	四 発行方法	五 発行額	六 払込金額	七 最低額面金額	八 振替単位	九 発行の価格	十 募集の額	十一 利率	十二 経過利率の払込み
									日本郵政公社による国債の募集	額面金額で三百億円	三百億八千七百万円	五万円	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十五年六月二十五日	年〇・二パーセント	額に日本郵政公社總裁は、払込金を出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。	

る。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2 \times 5}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

十三 初期利子

平成十五年十二月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金
十六 償還金
十七 元利支

償還金
償還金
元利支

平成二十年六月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

十 十
九 八

払 募 払
込 集 場
期 期 所
日 間

平 十 平
成 五 成
十 年 十
五 六 五
年 月 年
六 十 六
月 九 月
二 日 十
十 三
五 日 日
日 まで
から
平成